

財務省告示第十八号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十六年十二月二十日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	
名称及び記	発行の根拠	法律及びそ	の条項及びそ	振替法の適	用等	発行方法	振替単位	最低額面金	払込金額	発行行	発行行	
利付国庫債券（十年）（第二百六	財政融資資金特別会計法（昭和	二十六年法律第一百一号）第十一	条第一項	社債等の振替に関する法律（平	成十三年法律第七十五号）以下	「振替法」という。の規定の適	用を受けるものとし、その振替	機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法	律第九十七号）第二十四条第三	項第四号に規定する郵便貯金資	金による引受け
九千九億四千六百八十八万	円	五万円	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金	額の整数倍の金額によるものと	する。	平成十六年十二月二十日	額面金額百円につき百円四十八	銭	年一・五パーセント	平成十七年六月二十日を支払期	

十 十 十 十 十
七 六 五 四 三

払 払 元 償 償 後 第
込 場 利 還 還 の 二
期 所 金 金 期 利 期
日 支 額 限 子 以

平 日 額 平 る い 日 毎
成 本 面 成 利 て を 年
十 銀 金 二 子 っ 支 六
六 行 額 十 支 の 払 月
年 百 六 年 日 以 し 二
十 円 十 年 前 六 各 十
二 につ 二 月 月 月 支 十
月 百 月 二 間 間 払 二
二 百 二 十 六 六 期 月
十 円 十 日 月 月 に 二
日 日 日 間 属 十

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

す 次 そ が 金 と
る 号 の 銀 額 し
期 及 翌 行 を 次
日 び 営 休 支 の
に 第 業 業 払 算
つ 十 日 に 日 当 式
い 四 に 支 だ 算
て 号 払 当 だ 式
同 にお とう たり 算
じ いて 以下 支 出
。 規定 下 払 した